

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年8月2日
【会社名】	トレーダーズホールディングス株式会社
【英訳名】	TRADERS HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金丸 勲
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区浜松町一丁目10番14号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成29年6月27日に提出いたしました第18期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）内部統制報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当するものと判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、平成29年3月期の決算を訂正し、平成29年3月期の有価証券報告書について訂正報告書を提出いたしました。

当事業年度の会計処理等を訂正することとなった要因は、過去の財務諸表又は連結財務諸表に会計上の誤謬等の可能性があることについて外部から指摘を受け、平成30年6月14日に外部の専門家から構成される外部調査委員会を設置し調査を進めてまいりましたところ、平成30年7月31日に外部調査委員会より調査報告書を受領し、当社子会社である株式会社ZEエナジー（以下、「ZEエナジー」といいます。）で工事進行基準を適用する木質バイオマスガス化発電装置の製造・販売において、工事原価総額見積りで主要部品の製作・改造費用等に不足金額が発生していたという会計上の誤謬があったことが判明したことによるものです。

この事実は、ZEエナジーにおける木質バイオマスガス化発電装置の製造・販売に係る業務プロセスに不備があり、また、当社の全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに関する内部統制の一部に不備があったことから、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなったため、開示すべき重要な不備に該当するものと判断いたしました。

なお、開示すべき重要な不備については、本訂正報告書提出日時点において是正が完了しておりません。

当社は財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するため、以下の項目を中心とする再発防止策を策定し、適正な内部統制の整備・運用を図ってまいります。

子会社ZEエナジーの業務プロセスにおけるモニタリング機能の強化

親子会社間の決算・財務報告に係る情報と伝達の体制見直しによる内部統制の強化